

## 4 県協調の取組

---

アサリ・タイラギ


# 目 次

1	「再生方策」に基づく4県協調の取組	1
(	アサリに関する取組 )	
2	アサリの再生産サイクルの形成に向けた取組の進展	3
3	令和7年度のアサリに関する主な取組	4
4	アサリに関する4県協調の浮遊幼生調査	5
5	アサリ母貝団地における取組状況(母貝量)と推定資源量	6
6	一般的なアサリ生産の阻害要因	7
7	気候変動リスク対策の取組	8
8	アサリ採苗作業等の負担軽減策	9
(	タイラギに関する取組 )	
9	タイラギの再生産サイクルの形成に向けた取組の進展	12
10	タイラギに関する4県協調の取組の概要	13
11	令和7年度のタイラギに関する主な取組	14
12	タイラギの人工種苗生産・中間育成の状況	15
13	自然災害のリスクを踏まえたタイラギの稚貝預託の取組	16
14	タイラギの母貝団地造成の取組	17
15	タイラギに関する4県協調の浮遊幼生調査	18
(	令和7年の有明海アサリ資源に関する対応 )	
16	令和7年の有明海アサリ資源の課題に関する技術小委員会	20
17	連絡協議会の規約改正について	21
18	令和7年の有明海アサリ資源の課題に関する技術小委員会設置要領案	28

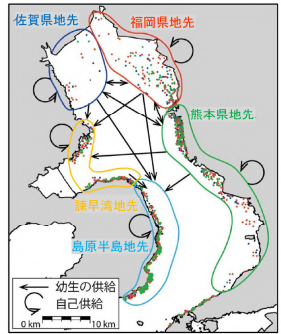
# 1 「再生方策」に基づく4県協調の取組

○ 有明海・八代海等総合調査評価委員会の平成28年度報告の「再生方策」に基づき、二枚貝類の「浮遊幼生供給ネットワーク」による再生産サイクルの形成に向け、①浮遊幼生の量を増やす、②着底稚貝の量を増やす、③着底後の生残率を高める、の各取組を有明海沿岸4県と国が協調して実施。

## ① 浮遊幼生の量を増やす


(アサリ) 

・ 浮遊幼生の量を増やすため、母貝生息適地の保全・再生を図る。 (平成28年度報告 P.536ほか)



母貝団地の造成・管理

浮遊幼生供給ネットワーク

(タイラギ) 

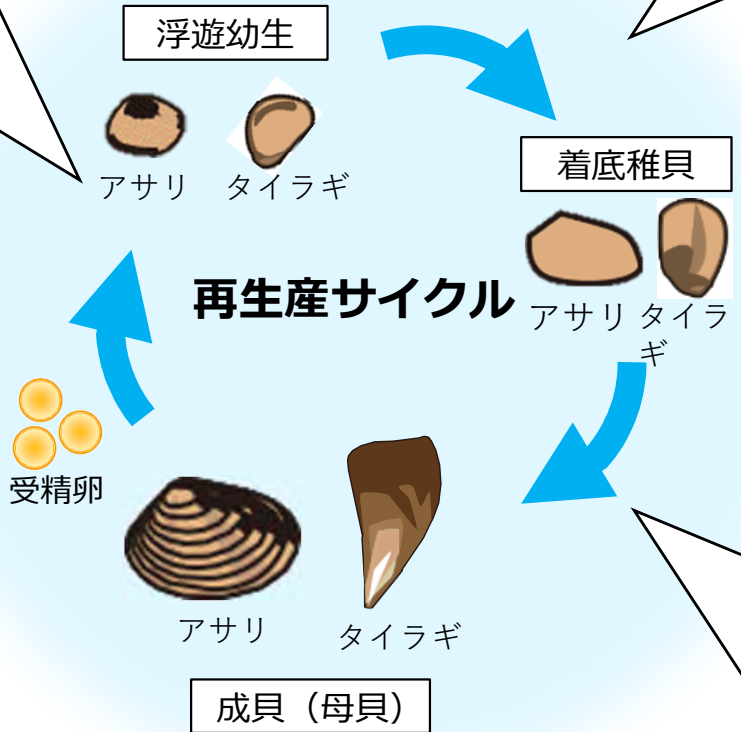
・ 種苗生産・育成等の増養殖技術を確立するとともに、資源量の底上げを図るため、人工種苗の量産化及び種苗放流・移植を推進する。

(平成28年度報告 P.548)



人工種苗の生産

母貝団地の造成  
(人工種苗の移植)



## ② 着底稚貝の量を増やす

・ 生物の生息・再生産の場となる底質の改善 (覆砂、海底耕うん、浚渫、作零等) を実施する。 (平成28年度報告 P.549)



覆砂



海底耕うん

## ③ 着底後の生残率を高める

・ 着底後の生残率を高めるため、エイ類等の食害生物の駆除・食害防止策を適切に実施し、被害の軽減を図る。 (平成28年度報告 P.548)



ナルトビエイの捕獲調査

# 1 アサリに関する取組

---

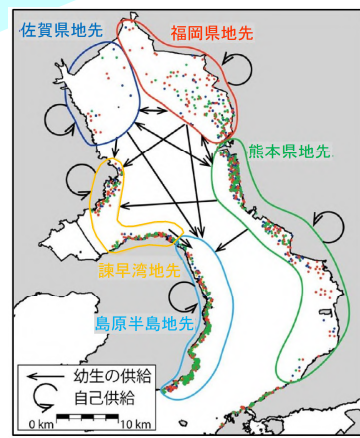
# 2 アサリの再生産サイクルの形成に向けた取組の進展

- 浮遊幼生や稚貝の調査に基づき、浮遊幼生供給ネットワークの解明が進展。
- 浮遊幼生供給ネットワークに基づき重要な母貝団地を設定。採苗手法や食害防止の知見も蓄積。
- 令和6年度から母貝団地の母貝量や有明海全体の推定資源量を把握しつつ、地先の特性を踏まえ気候変動に対応した取組を推進。
- 令和7年度に創設された有明海再生加速化対策交付金を活用し取組着手。

**調査・実証**

## アサリに関する4県協調の取組の進展

平成17年度  
調査等の開始



(浮遊幼生の供給・着底関係の推定)

平成27～29年度  
浮遊幼生供給ネットワーク解明

・浮遊幼生や稚貝の分布調査等に基づき、有明海の浮遊幼生のネットワークを解明した。

平成30～令和2年度  
母貝団地の造成

・広域的な再生産サイクルの形成に向け、母貝団地を造成した。



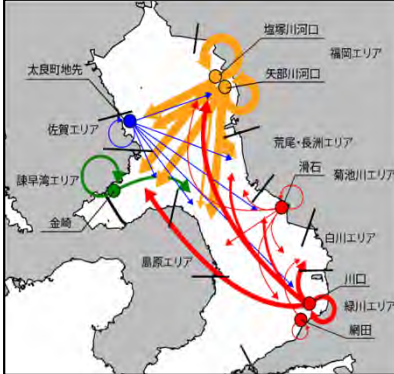
着底基質を入れた網袋による採苗  
地撒きした稚貝の食害防止のためのネット設置作業



(参考)ナルトビエイ捕獲調査  
着底基質(バームヤシ)で確認された稚貝

令和3～5年度  
重要母貝団地の設定

・浮遊幼生供給ネットワークにおいて、他の母貝団地に大量の浮遊幼生を供給している箇所等を重要母貝団地として設定した。



(浮遊幼生供給シミュレーションモデルによる試算結果※)  
※ 令和元年度(春季)の母貝団地の資源量を基に試算。

令和6年度～  
気候変動に対応した取組の推進



アサリの移植、放流  
(夏季 高温対策)

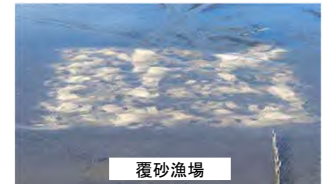


支柱・被覆網の設置  
(冬季 波浪対策)

令和7年度～  
有明海再生加速化対策の創設

**対策実施**

・従来対策に加え、再生の加速化に集中的に取り組む特別の措置として交付金を創設。



覆砂漁場

※ 上記の他、漁場環境の改善に関する取組等を実施。

# 3 令和7年度のアサリに関する主な取組

## ◎取組目標等

○令和8年度までに400トン程度の母貝を確保



## 1 浮遊幼生調査【4県】

- ・8地点で浮遊幼生を調査
- ・調査時期：春季：4～6月、秋季：9～12月

【有明海特産魚介類生息環境調査委託事業】



## 2 母貝団地造成【4県】

- ・母貝団地を維持管理 (母貝団地15か所のうち重要母貝団地7か所)
- ・きめ細やかな管理(母貝の移植放流)
- ・アシストスーツの実証
- ・母貝供給団地の試行(長崎県)



【有明海特産魚介類生息環境調査委託事業】

## 3 気候変動に対応した取組

- ・出水による災害への備え(4県)
- ・低塩分化リスクの低い沖合への稚貝放流(福岡県)
- ・高温対策としての非干出域への稚貝放流(福岡県)
- ・冬季波浪への軽減・逸散対策(福岡県、熊本県)
- ・夏場の避難システム(長崎県)
- ・母貝供給団地、広域採苗(長崎県)



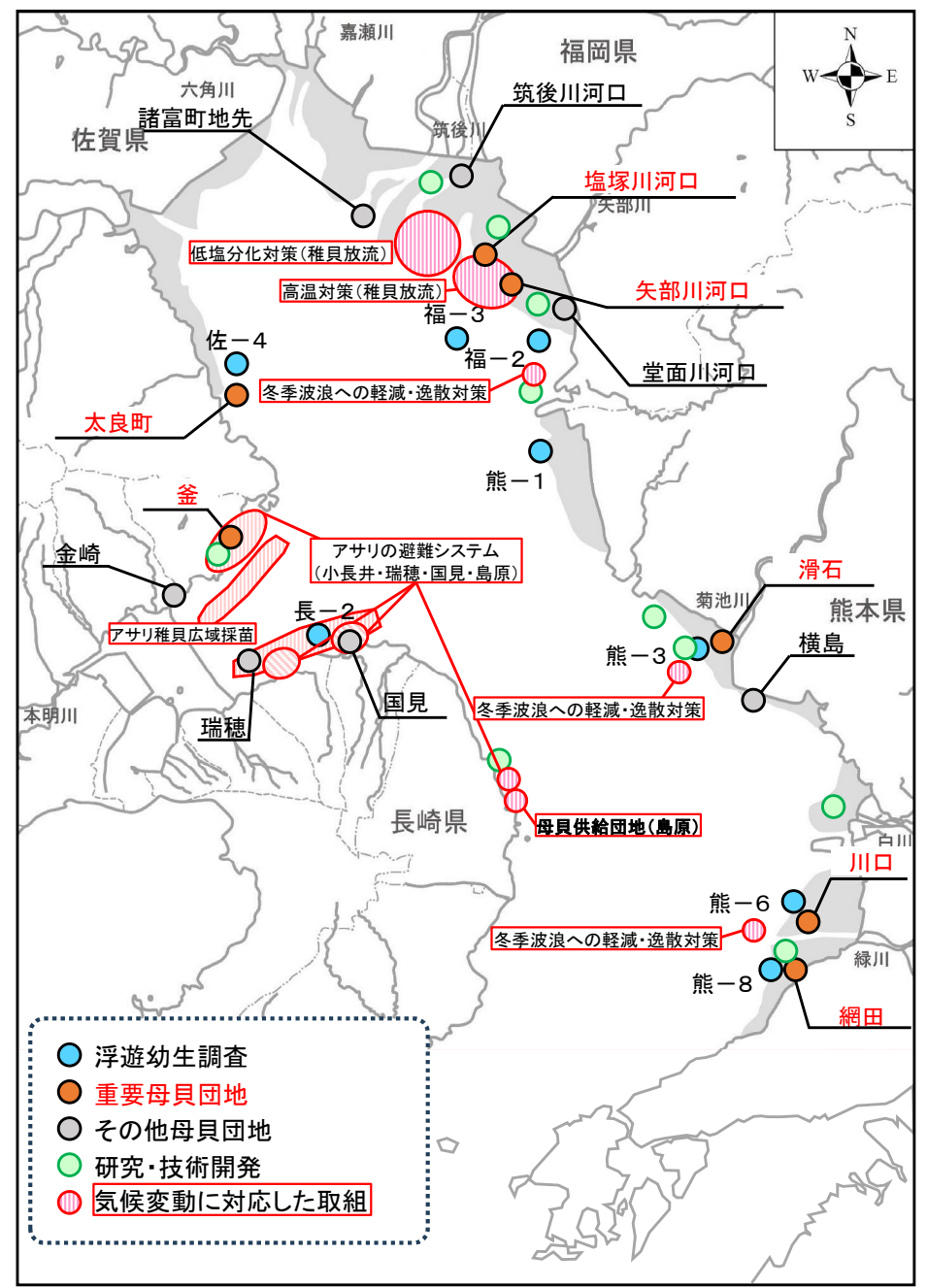
【有明海特産魚介類生息環境調査委託事業】

## 4 研究・技術開発

- ・干潟での採苗・育成技術の開発(4県)
- ・磯浜での採苗・育成技術の開発(長崎県)
- ・天然種苗の移植技術(佐賀県、長崎県)
- ・中間育成技術開発(福岡県)

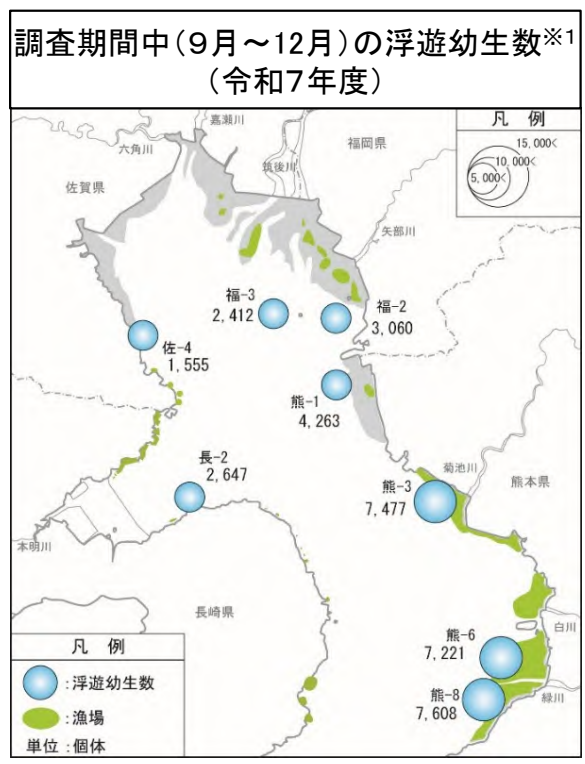


【有明海漁業振興技術開発事業】  
【有明海のアサリ等の育成技術高度化実証事業】



# 4 アサリに関する4県協調の浮遊幼生調査

- 有明海では、浮遊幼生と着底稚貝の減少による再生産の縮小が資源量に影響していると考えられている。
- このため、母貝養成に適した漁場や、そこから発生した浮遊幼生が着底し成育する場を特定のうへ、母貝の資源保護等の取組や浮遊幼生の着底場における底質環境改善の取組を効果的に進めるとともに、その取組の効果検証ができるよう、有明海沿岸4県と国が協調し、二枚貝類の浮遊幼生調査（秋：9月～11月）を開始した。
- 近年、高温等の影響によって浮遊幼生の出現ピークが遅れ、11月下旬においても1m<sup>3</sup>当たり1,000個体以上の浮遊幼生が確認されたため、令和5年度から調査期間を12月まで延長している。
- 令和7年度秋季の浮遊幼生調査の結果、12月中旬の最終調査において、熊-6、熊-8では出現ピークがみられる等（令和6年度には12月に出現ピーク無し）、産卵が継続していることが確認されたため、今後も調査を継続し、必要に応じて調査時期の見直しを検討する。



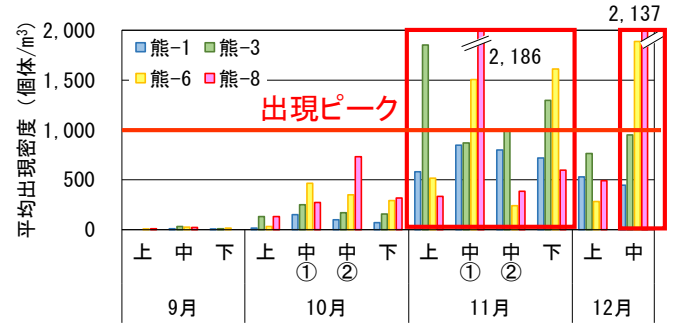
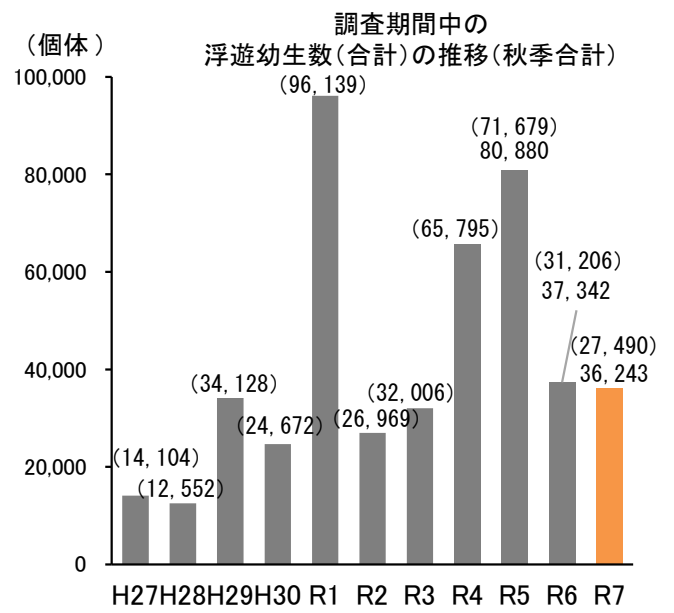
漁場: 平成22年度に漁獲された場所  
(「平成22年度漁業状況調査業務報告書」九州農政局  
北部九州土地改良調査管理事務所、2011年)

(個体)

地点	9月～12月の浮遊幼生数 (括弧内は9月～11月)	
	令和6年度	令和7年度
福-2	6,255 (5,159)	3,060 (2,302)
福-3	5,126 (4,141)	2,412 (2,068)
佐-4	2,358 (1,286)	1,555 (1,484)
長-2	2,658 (2,554)	2,647 (2,557)
熊-1	3,635 (2,981)	4,263 (3,288)
熊-3	4,481 (3,828)	7,477 (5,762)
熊-6	8,804 (8,019)	7,221 (5,049)
熊-8	4,025 (3,238)	7,608 (4,980)
合計	<u>(31,206)</u> 37,342	<u>(27,490)</u> 36,243

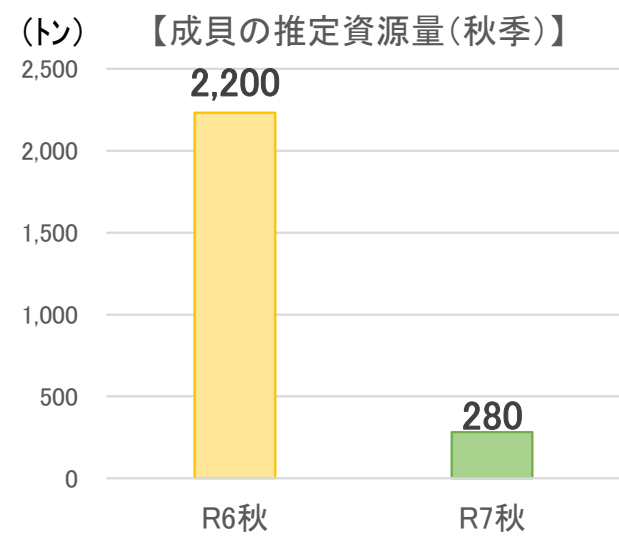
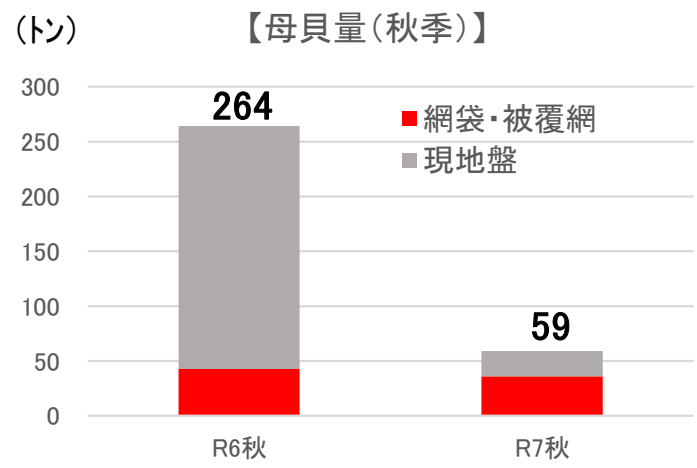
※1 浮遊幼生調査では、各地点の水深に応じて2層(7m以下)又は3層(7m超)で各200Lを採水。プランクトンネットで濾水し、検鏡によりアサリの浮遊幼生数を測定の上、地点ごとに1m<sup>3</sup>当たりの幼生数に換算。図中の浮遊幼生数は、調査期間中(秋期: 9～12月、計13回)の1地点(1m<sup>3</sup>) 当たり浮遊幼生数の合計(12月まで: 13m<sup>3</sup>当たり、11月まで: 11m<sup>3</sup>当たり)を表記している。

※2 平成27年度～令和4年度の調査期間に合わせて、11月までの合計は( )で示した。



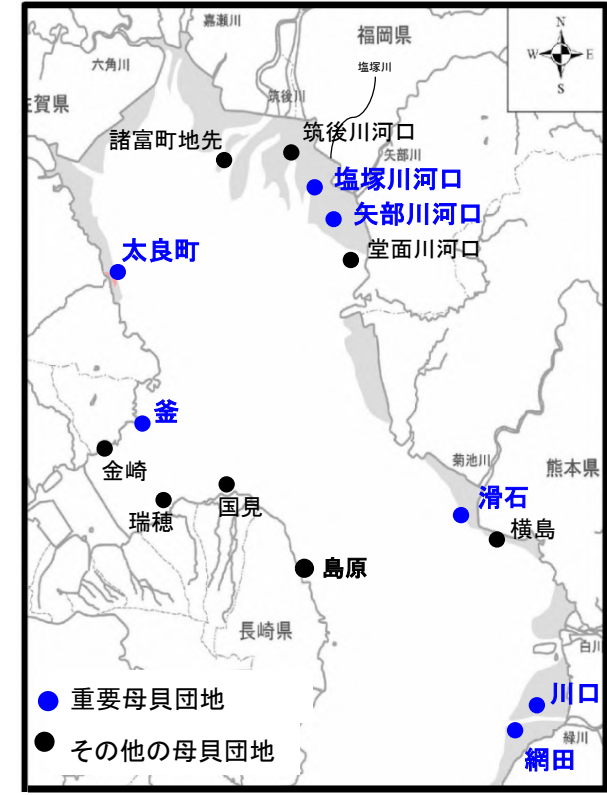
# 5 アサリ母貝団地における取組状況（母貝量）と推定資源量

- 令和6年度から母貝団地の母貝量の把握（推定）を開始。順応的な取組（夏季の間引きや非干出域への稚貝の移植・放流等）を推進するとともに、目標として、令和8年度末までに母貝400トン程度（母貝：殻長20mm以上）の確保を設定。
- 令和7年度は、4県合わせて15か所の母貝団地で、過年度設置分を含め網袋（約3万2千袋）、被覆網（約2ha）を設置している状況。
- 令和7年度秋季時点の母貝量は、約59トンを確保。
- 母貝量変動する中で、網袋・被覆網の実施箇所では安定して確保出来ており、引き続きこれらの取組を推進することが有効。
- また、令和6年度から成員の資源量の推定を開始。
- 令和7年度から開始した加速化対策の成果目標として令和16年度までに成員推定資源量（秋季）を5,000トンに設定。
- 令和7年度秋季の成員の資源量は約280トンを推定。一方、令和7年度の加速化対策では、アサリ稚貝を採苗するため、網袋を設置する取組に着手したが未だ稚貝であり、成員に育っていない。
- 令和6年～7年のアサリの推定資源量の減少に関して、検証と対応策の検討を行う。



		令和6年度	令和7年度
4県	網袋(袋)	31,902	31,937
	被覆網(ha)	1.4	2.2

注) 過年度設置分を含む。



# 6 一般的なアサリ生産の阻害要因

○ 一般的なアサリ生産の阻害要因は様々なものがある。4県協調のこれまでの取組においては、これらのうち、高温や出水による低塩分など気候変動リスクへの対応、冬季波浪や食害対策等に関する取組を推進している。

## 主に夏季に発生する生産の阻害要因

〈干潮時は〉

40℃  
直射日光で温度上昇  
水たまりは湯になってしまう

**【高温】**

泥が厚く堆積すると  
・殻を開けられない  
・水管が海水まで届かない

堆積厚が薄ければ大丈夫

**【泥の堆積】**

〈高水温(30℃以上)が続くと〉  
代謝が激しくなって元気がなくなる

エネルギーが足りない ⇒  
・身やせ  
・徐々に死んでいく

**【高水温】**

長い期間堆積していると  
酸欠状態になって死んでしまう

砂に潜れない↓

薄い海水～淡水(塩分15未満)  
(塩分15～20)  
海水(塩分20以上)

ギューっと殻を開けて淡水を入れない

**【塩分の低下】**

酸素が十分にある海水  
貧酸素水塊(DO1mg/l以下)

体の中は酸欠状態 → 体内中に老廃物がたまる → 長く続くと死んでしまう

しばらくは体にたくわえたエネルギーで頑張る

海水を吸えるけれど酸素が足りなくなる

**【貧酸素】**

## 主に冬季に発生する生産の阻害要因

えさの取り合いで大きくなれない

いつでもエサのプランクトンがいっぱい  
・えさのプランクトンが少ない  
・地盤が高くてすぐに干上がる

**【エサの不足】**

粒がきやすい  
〈細かい砂〉  
水の動き  
稚貝が動きやすい

砂連がしやすい

**【冬季波浪】**

なかなか大きくなれない  
ずんぐりむっくり丸っこいアサリ

たくさん食べて  
どんどん成長できる

**【エサの不足】**

## 有害・迷惑生物による阻害要因

ナルトビエイによる捕食(砂からアサリを掘り起こして食べる)

ウミウシの仲間、キセウタガイによる稚貝の捕食(アサリを殻ごと呑み込んで食べる)

カニ類(インガニなど)による捕食(ハサミでアサリの殻を割って食べる)

ツメタガイの仲間による捕食(アサリの殻に穴をあけて消化液を注入して食べる)

**【食害】**

〈ホトギスガイが大きくなると〉

**【ホトギスガイマット】**

底質に有機物・泥がたまり、還元化  
マットが厚くなり排泄物を含む有機物がたまり、底質が真っ黒になる(還元化)。アサリの呼吸や摂餌が邪魔されて、水温が高い時には酸欠や餌不足で死んでしまう。

# 7 気候変動リスク対策の取組

- 気候変動リスク（高温・出水に伴う低塩分等）に対応した取組を推進。
- 高温・低塩分対策として非干出域や干出時間が短い地先への移植放流や網袋の設置を拡大。  
（福岡県では、餌料環境も調査し、良好な保護区への移植割合を増加）
- アサリの網袋や被覆網の生息状況は現地盤の生息状況に比べ安定しており、資源を安定的に確保するためには、網袋や被覆網の取組が重要。

## 高温・低塩分・餌料環境改善への対応 （福岡県）

筑後川・矢部川の河口域は、アサリ稚貝が多く発生するが、豪雨災害を受けやすい地先である。このため、覆砂による漁場整備に加え、被害を受けにくい場所へ、アサリ109トン移植した。

また、令和6年度は、干潟の高水温対策のため、河口域から離れた沖合の非干出域へ移植し、令和7年度以降は、餌料環境が良好な漁場へ移植し、生育状況の改善を図る。より移植放流効果の高い適地を検討するため、令和8年度はプランクトン種の同定調査を実施予定。

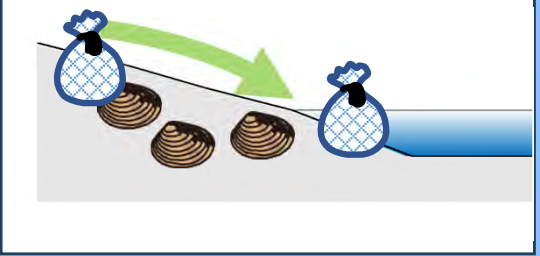
移植放流



## 高温・低塩分への対応 （佐賀県）

太良町地先において、河川流路から一定の距離があり、沖合のより干出時間が短い地先に網袋を設置。

これまでの網袋設置場所（イメージ図）



## 出水による災害リスクへの備え （4県）

雨等により重要母貝団地の母貝量が概ね7割以上減少した場合、被災県に他県から母貝を融通する体制を整備した（網袋2,400袋）



（アサリの入った網袋の運搬）

## 高温への対応 （熊本県）

令和8年度から重要母貝団地等で泥温センサによるモニタリングを予定。  
泥温を測定し、地先の温度の実測や高温に晒された時間を把握し、アサリ減耗要因の解明に努める。



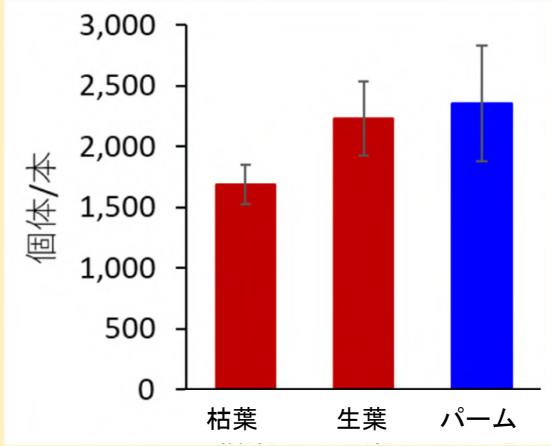
# 8 アサリ採苗作業等の負担軽減策

- 母貝団地の母貝量や成貝の推定資源量の確保には、採苗や食害対策が重要。
- アサリの網袋等を使用した採苗方法や被覆網による食害対策等の資源回復に向けた手法は概ね確立し、取組のさらなる拡大に向けては管理作業等の負担軽減策の導入が必要。
- 福岡県や佐賀県では、地先で安価に入手可能な資材を用いて採苗することでコストを縮減。
- 熊本県では、被覆網を小型化し、作業性が向上。

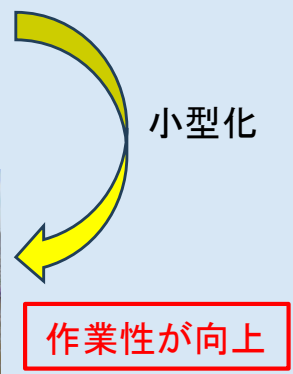
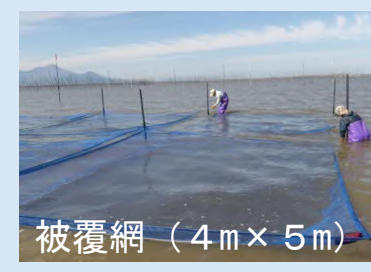
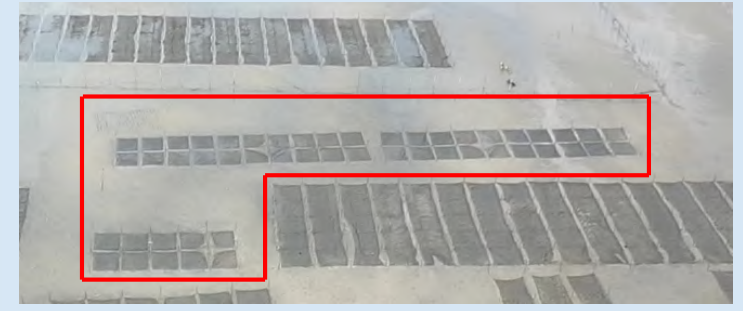
杉の葉を用いて採苗  
(福岡県)



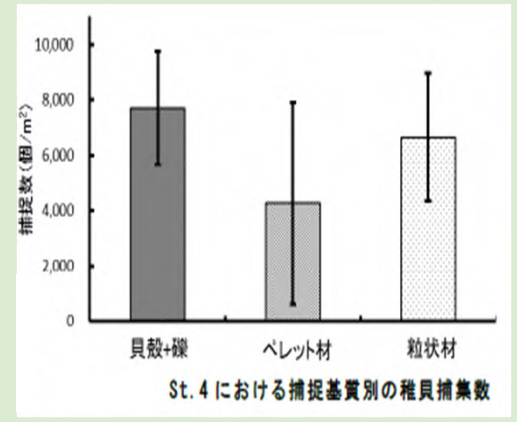
R8特産で取組拡大



管理負担軽減  
(熊本県)



牡蠣殻を用いて採苗  
(佐賀県)



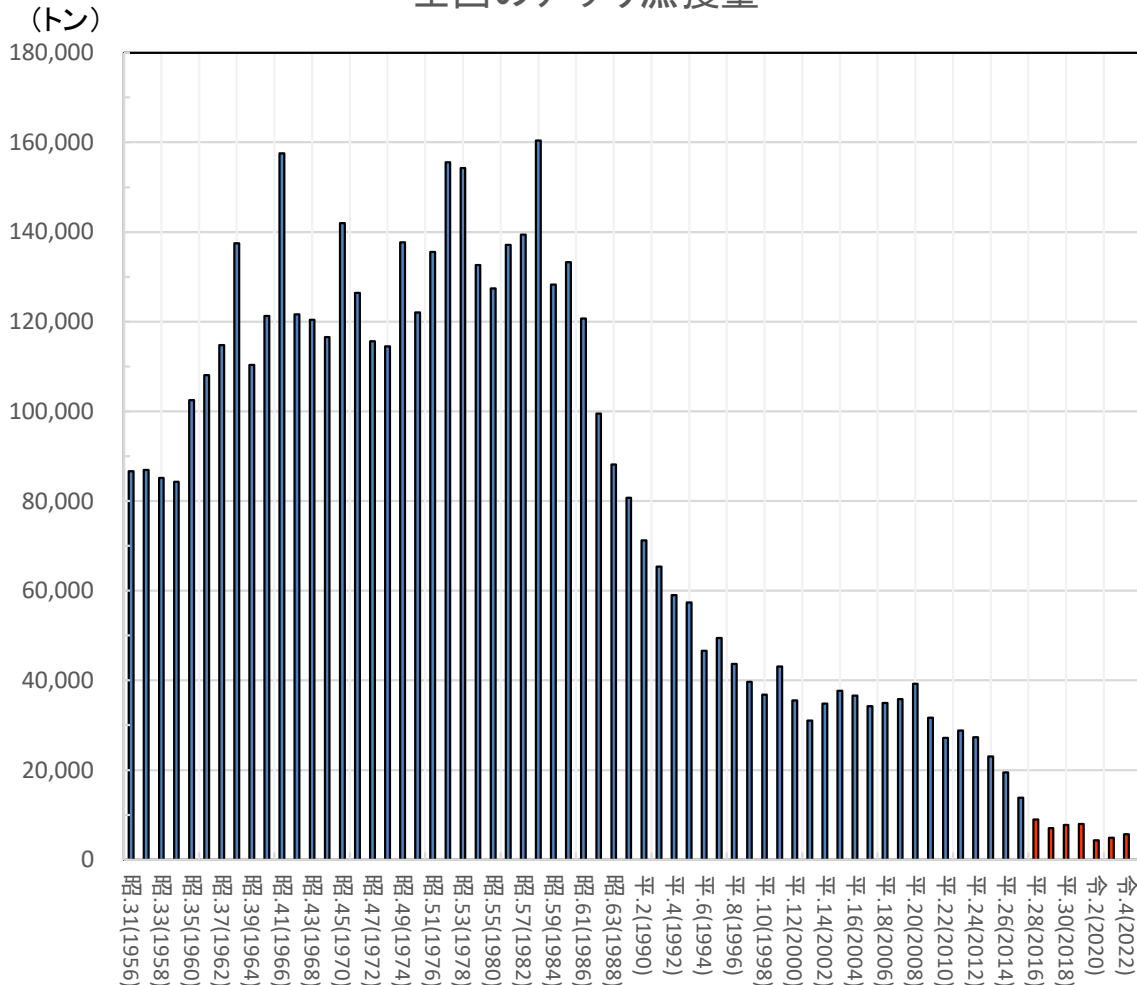
# (参考)アサリ保護対策や負担軽減策の取組事例

- 全国のアサリ漁獲量は、1960年から1985年まで10万トン以上が続いていたが、2016年以降は1万トンを割り込むなど、ピーク時から大幅に減少している。

まえがた

- 広島県の前潟干潟研究会では、稚貝を表砂ごと網袋に入れて放流サイズまで育成。稚貝を採取する前にGPSを用いて稚貝の集積場所を調査することで、効率的かつ安定的に採苗でき、漁業者も過度な負担にならず取り組み、採取面積の拡大に繋がり、稚貝回収量が増大。

全国のアサリ漁獲量



まえがた

## 前潟干潟研究会（広島県 令和2年天皇杯受賞）の取組

前潟干潟研究会は、平成25(2013)年、「大野あさり」の資源回復を目指し、廿日市(はつかいち)市内大野地区の浜毛保(はまけぼ)漁業協同組合、大野町漁業協同組合、大野漁業協同組合の3漁協の有志が集まり設立されました。

同研究会は、全国的にアサリの生産量が減少する中で、地場産稚貝の確保と漁場管理の効率化を目標に取組を始めました。特に稚貝確保については、春先に米粒サイズの稚貝が見られることに着目し、稚貝を表砂ごと網袋に入れて放流サイズまで育成する「\*大野方式」を確立しました。

この手法では、事前にGPSを用いて天然稚貝の集積場所を調査することで、網袋に入れる稚貝を効率的かつ安定的に採苗することができるため、漁業者も過度な負担にならず取り組むことが出来るようになり、採取面積を拡大した結果、稚貝回収量も増大しました。

### \*大野方式

4月:稚貝分布調査 5月~6月上旬:稚貝採取(採苗)

8月(稚貝回収) 8月以降 被覆網による保護・育成

【水産庁HP 抜粋・一部補足】

## 2 タイラギに関する取組

---

# 9 タイラギの再生産サイクルの形成に向けた取組の進展

- 人工種苗の生産技術について、安定性が課題であるものの、一定の進捗。
- 中間育成や母貝団地造成について、生残率の向上が課題であるものの、一定の知見が蓄積。
- 母貝の生残率向上等に資する母貝団地の取組や種苗生産技術の民間企業へ移転を開始。

令和6年度～

## タイラギに関する4県協調の取組の進展

令和3～5年度

平成30～令和2年度

平成27～29年度

### 浮遊幼生等に関する調査



試料採取

### 人工種苗生産技術の移転、生産体制の整備

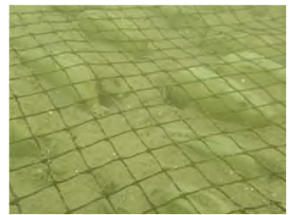
- ・(国研)水研機構から福岡県、佐賀県、長崎県への技術移転(平成27～29年度は長崎県のみ)。
- ・中間育成は4県で実施した。



浮遊幼生を育成中の水槽

### 育成技術開発

- ・母貝の移植・育成に関する技術開発を実施した。



食害防止ネットの効果検証 (佐賀県)

### 母貝団地の造成

- ・浮遊幼生供給ネットワークの強化に向けて、人工種苗等を移植する母貝団地を各県海域で造成した。



育成かごを用いた母貝団地の造成

### 被災リスクに備えた預託システムの導入

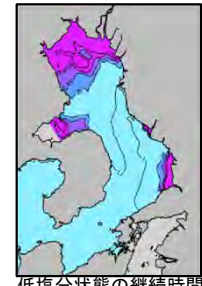
- ・3県で生産した一部稚貝を、低塩分化のリスクが少ない熊本県天草海域へ移送し、移植用稚貝や成熟母貝に育成。豪雨シーズン終了後に還送した。



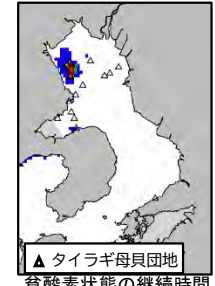
育成した移植用稚貝の引き渡し

### リスクを考慮した母貝団地の選定

- ・低塩分化シミュレーションや貧酸素化シミュレーションによりリスクが比較的小さい場所に母貝団地を造成した。



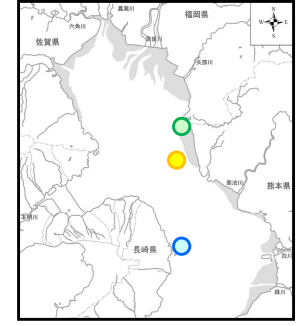
低塩分状態の継続時間 (時間)



貧酸素状態の継続時間 (時間)

### 母貝団地の供給能力向上

- ・母貝の生残率の向上等に資する共用母貝団地等の新たな取組に着手。



#### 転地育成システム

- ・三池港で垂下育成した母貝を産卵時期のみ沖合に移動する。

#### 共用母貝団地

- ・共用母貝団地の造成に着手した。

#### バックアップ母貝団地

- ・被災した母貝団地に母貝を供給するバックアップ母貝団地に着手した。

### 種苗生産等の体制の強化

- ・民間企業等への技術移転に着手。中間育成から民間企業等への技術移転を開始。

※ 上記の他、漁場環境の改善に関する取組等を実施した。

# 10 タイラギに関する4県協調の取組の概要

- 広域的なネットワークの形成に向け、自然災害のリスクを踏まえ、母貝団地において合計4万個体の母貝確保を目標。
- 種苗生産の安定化に向け、関係機関の緊密な連携体制を構築しつつ、人材育成や種苗生産・中間育成技術の開発に、引き続き取り組む。

## 有明海漁業振興技術開発事業

### 種苗生産

着底稚貝(～2mm)  
年間27万個体(3年間81万個体)以上生産



(タイラギの人工種苗)



(タイラギ種苗生産施設)

### 中間育成

移植用稚貝(～5cm以上)  
年間3万個体(3年間9万個体)以上生産



(屋内で中間育成中のタイラギ種苗)



(中間育成用垂下カゴ)

### 稚貝預託システム

3県の稚貝を、熊本県天草海域※に移送し、移植稚貝や成熟母貝に育成  
※自然災害リスクの少ない海域として選定

### 人材育成

種苗生産の安定化に向けた技術開発のため  
の人材育成

## 有明海特産魚介類生息環境調査

### 母貝団地

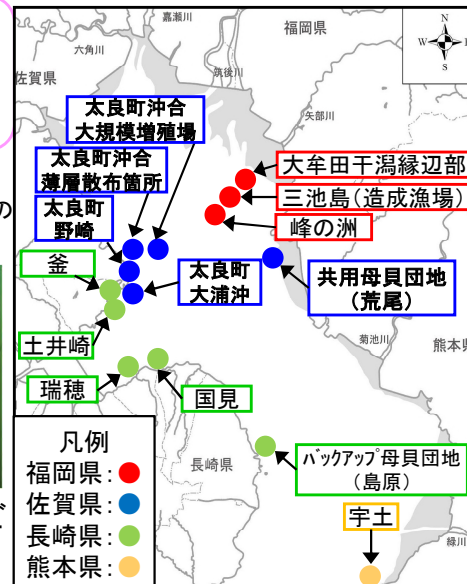
安定した母貝団地の造成  
4万個体※

※近年最も多くの浮遊幼生が発生した平成20年の推定浮遊幼生量の約2倍の浮遊幼生の発生が期待できる母貝数



海中育成ネット 海中育成かご

※種苗生産の状況に応じて、既存漁場等へ放流  
※水産技術研究所は調査・解析手法等の助言で協力



母貝団地の造成エリア

### 有明海水産基盤整備実証調査

(効果的に餌料環境の改善を図る漁場整備に関する実証)



(令和2年9月に凹凸覆砂畝型工で確認された天然稚貝)



浮遊幼生調査・生息状況調査等により効果を把握

広域的なネットワークの形成

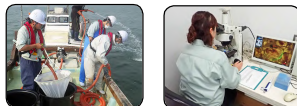
# 11 令和7年度のタイラギに関する主な取組

## ◎取組目標等

- 令和8年度までに母貝4万個体確保
- 着底稚貝 : 年間27万個体(3年間81万個体)
- 移植用稚貝 : 年間 3万個体(3年間 9万個体)

## 1 浮遊幼生調査【4県】

- ・11地点で浮遊幼生を調査
- ・調査時期: 6~9月



【有明海特産魚介類生息環境調査委託事業】

## 2 母貝団地造成【4県】

- ・母貝団地の維持管理(母貝団地14か所)
- ・垂下・カゴによる移植(4県)
- ・共用母貝団地の造成(佐賀県)
- ・バックアップ母貝団地の着手(長崎県)



【有明海特産魚介類生息環境調査委託事業】

## 3 種苗生産・中間育成

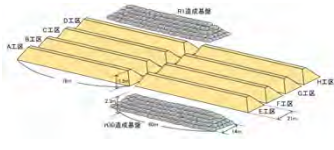
- ・種苗生産(福岡県、佐賀県、長崎県)
- ・中間育成及び預託システム(4県)
- ・民間企業等への技術移転



【有明海漁業振興技術開発事業】

## 4 その他

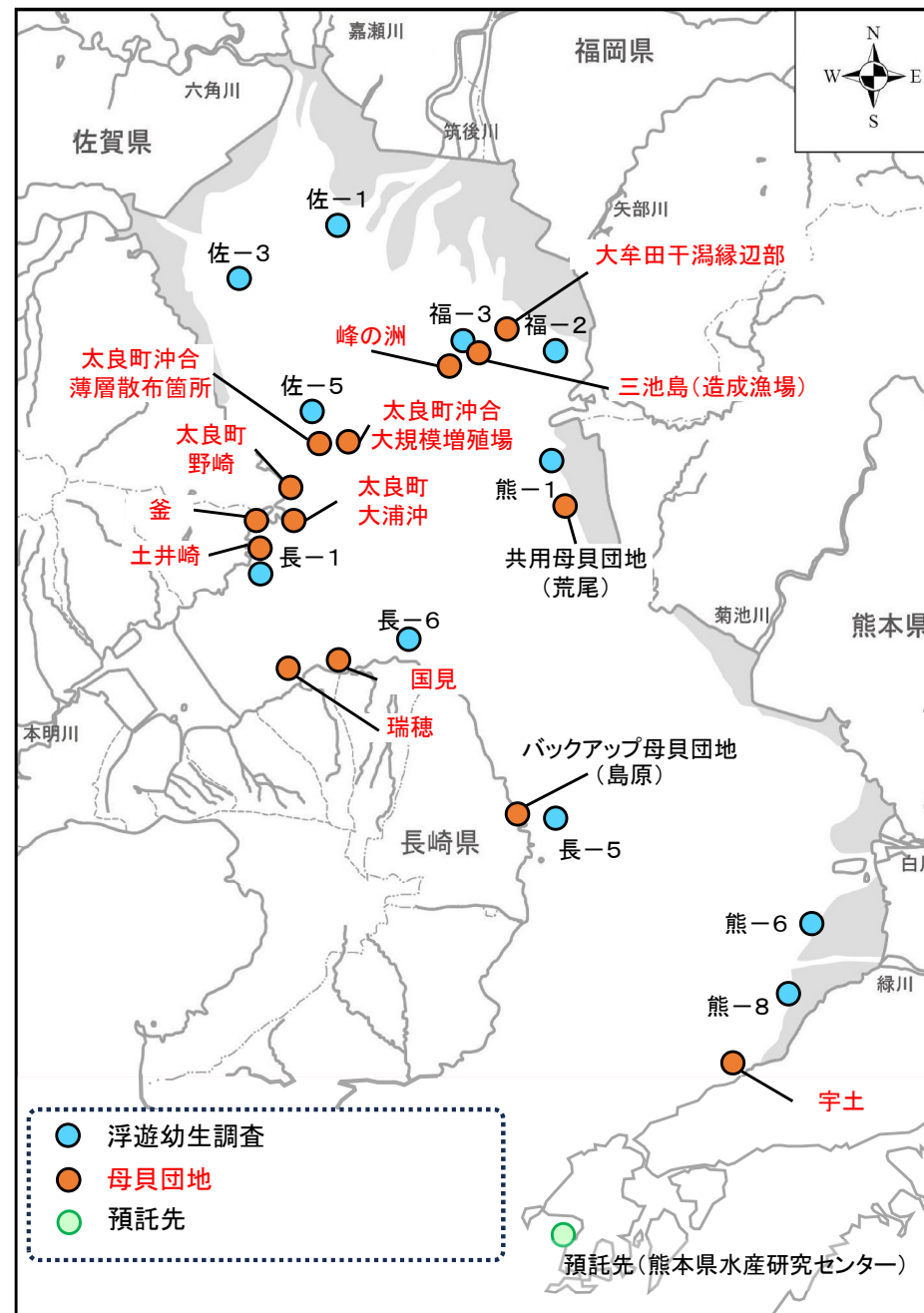
- ・知見の集約化・可視化(データベース)
- ・IoT、ICTシステムの導入検討
- ・知見を活用した漁場環境改善



【有明海特産魚介類生息環境調査委託事業】

【有明海漁業振興技術開発事業】

【有明海水産基盤整備実証調査】

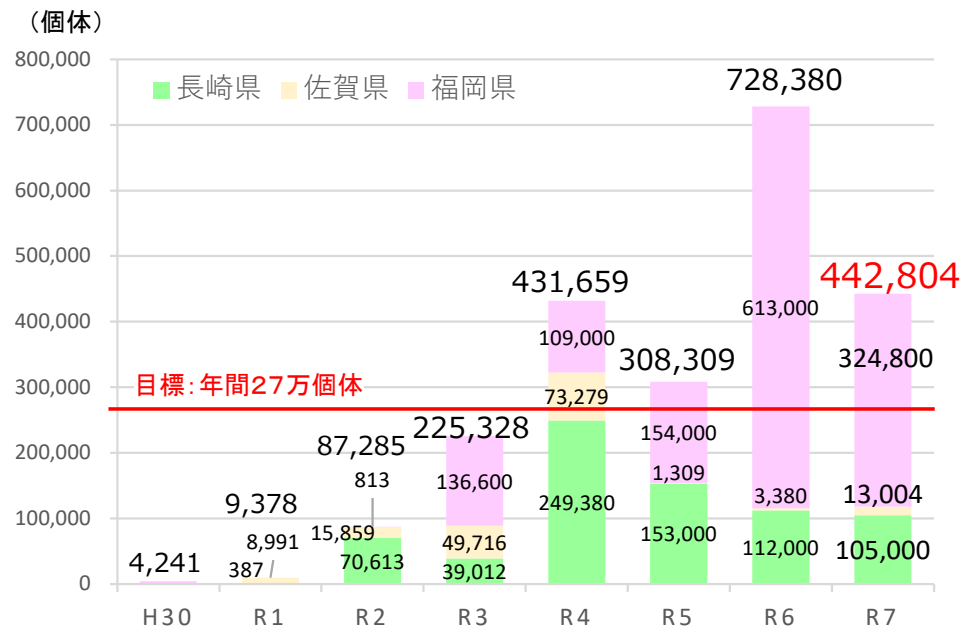


# 12 タイラギの人工種苗生産・中間育成の状況

- 平成30年度から、(国研)水研機構の協力の下、福岡県、佐賀県、長崎県において、種苗生産及び中間育成を実施(長崎県では、平成27年度から開始)。
- 令和7年度は、令和8年1月末時点で目標を上回る**着底稚貝(44万個体)**、**移植用稚貝(3万9千個体)**を生産。

## 種苗生産

タイラギ着底稚貝の生産実績



生産数計

※ 目標:年間27万個体(3年間81万個体)の着底稚貝を生産。

## 中間育成

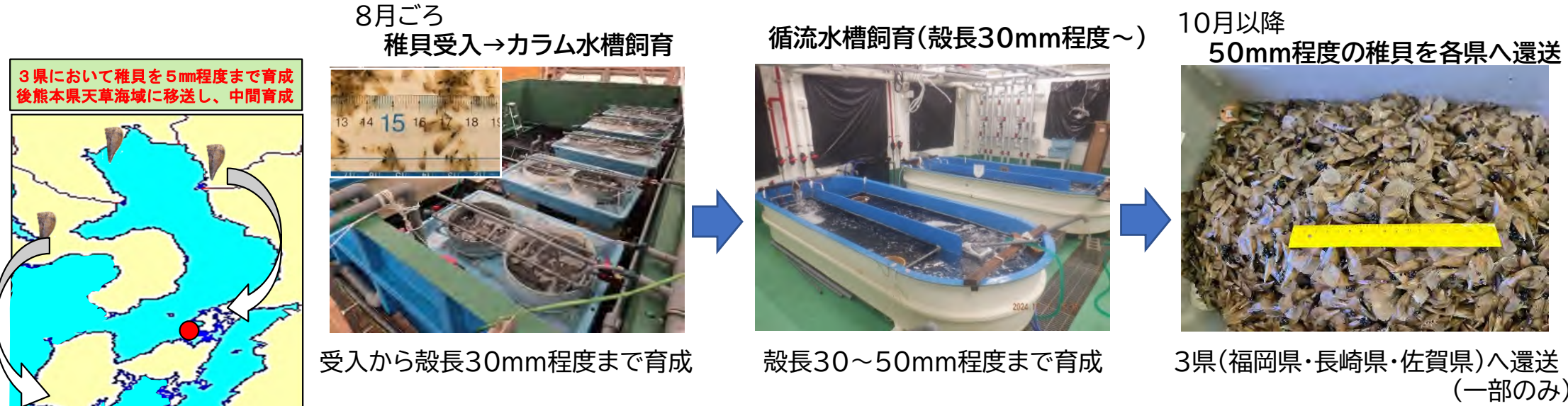
移植用稚貝の生産実績

県名	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
福岡県	18,070	8,860	14,520	17,420
佐賀県	2,483	5,160	6,928	9,577
長崎県	4,551	3,238	7,241	9,944
熊本県	1,859	1,552	1,266	2,063
計	26,963	18,810	29,955	<u>39,004</u>

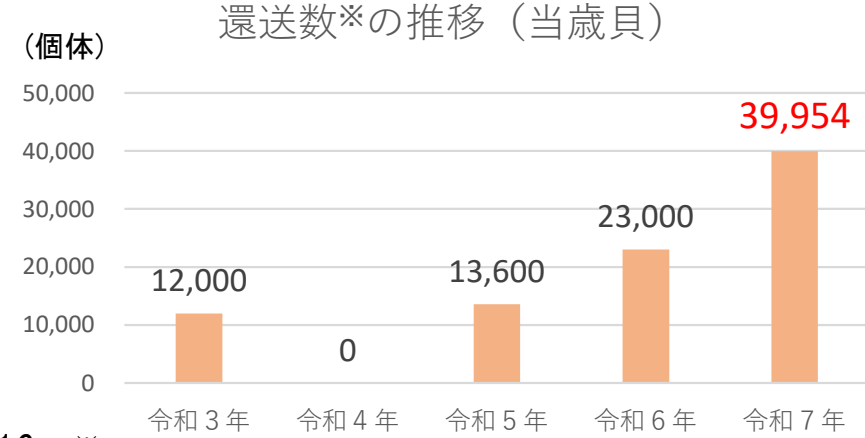
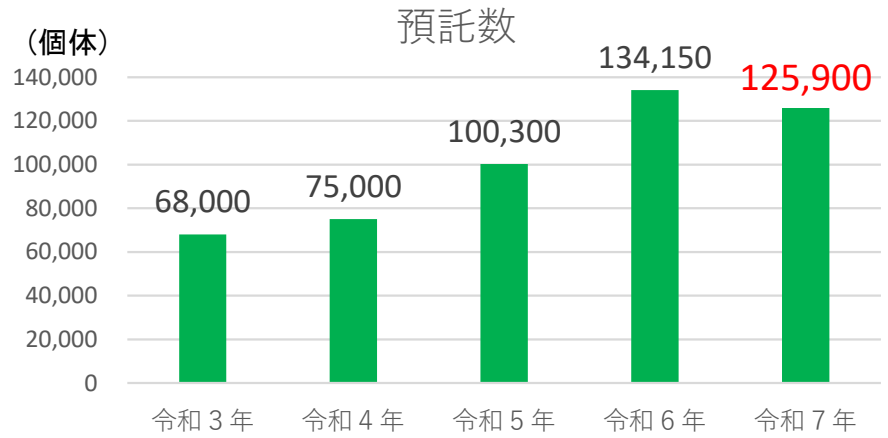
- ※1 目標:年間3万個体(3年間9万個体)の移植用稚貝を生産。
- ※2 上記生産実績には、(国研)水研機構から提供を受け、各県において育成した移植用稚貝を含む。
- ※3 熊本県の生産実績には、各県からの預託を受け、育成した移植用稚貝を含む。
- ※4 佐賀県の生産実績には、玄海栽培漁業協会で作成した移植用稚貝を含む。
- ※5 長崎県の生産実績には、(株)二枚貝養殖研究所で作成した移植用稚貝を含む。
- ※6 令和8年1月末時点の生産実績。

# 13 自然災害のリスクを踏まえたタイラギの稚貝預託の取組

- 福岡県、佐賀県、長崎県で生産したタイラギ稚貝(殻長5mm程度)の一部について、自然災害のリスクを踏まえ、夏季の豪雨シーズンの間は熊本県天草海域へ移送し、稚貝(殻長50mm程度)や成貝(100mm程度)に育成し、豪雨シーズン終了以降に3県に還送し、母貝団地に移植。
- 生残率向上のため、令和6年度から飼育水のかげ流し(疾病発生リスクの低減)、飼育密度の低減を実施。
- 成長に適した高水温期の長期間確保と、十分な餌料供給のため、令和7年度から稚貝の受入時期を早期化。
- このような取組の工夫により、各県に過去最高の約4万個体\*を還送。なお、熊本県海域で2万1千個体を継続飼育し、令和8年秋頃に還送予定。



稚貝の預託育成取組位置図

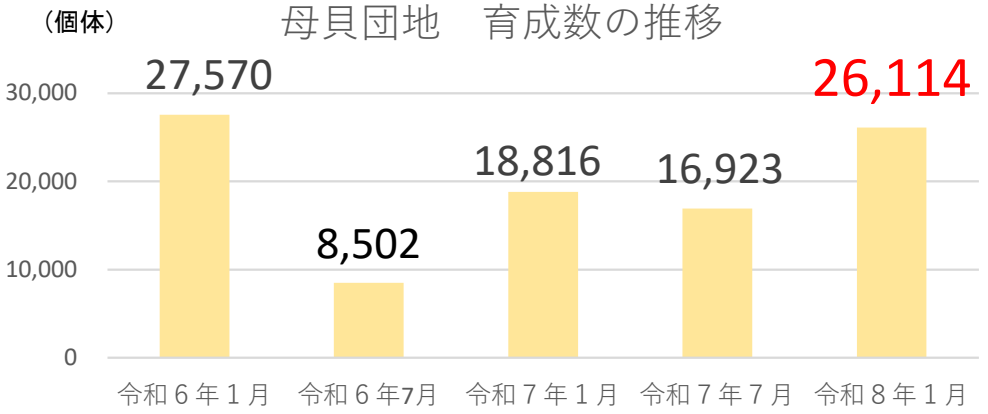
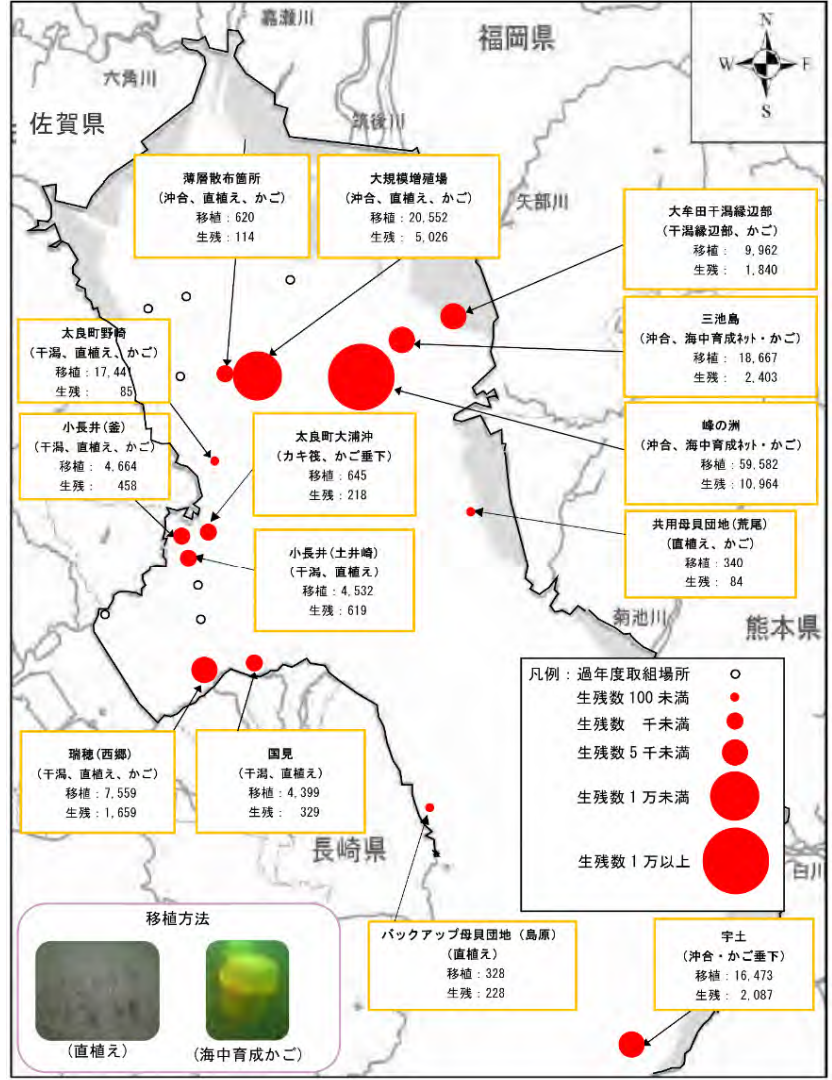


# 14 タイラギの母貝団地造成の取組

- 令和7年度は、14か所の母貝団地において、約2万6千個体を育成(令和8年1月末時点)。
- 佐賀県と長崎県では、生残率が高い垂下育成・上架カゴによる育成を拡大し、佐賀県では、福岡県・熊本県同様、令和7年度に移植した全個体を垂下・上架カゴにより育成。

【タイラギの育成数（令和8年1月末時点）】

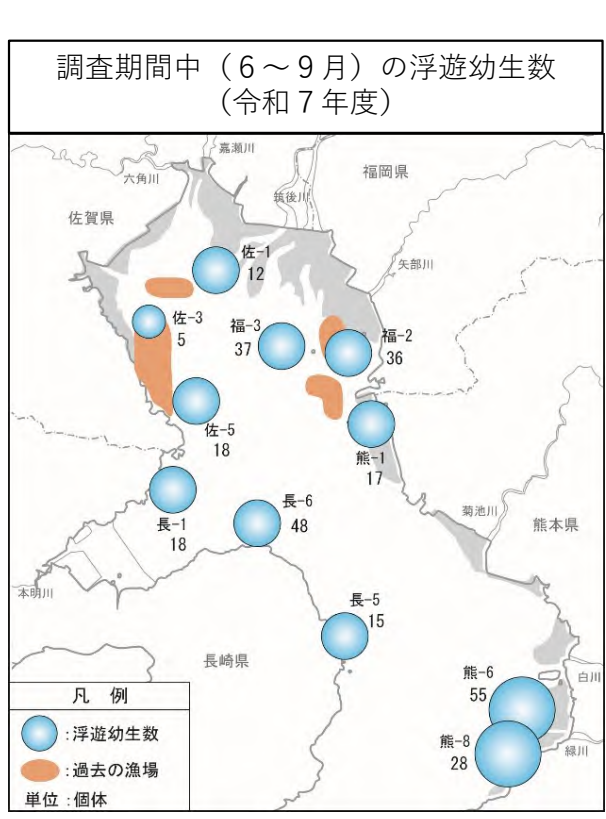
県名	海域	造成方式 箇所数	垂下、カゴの 移植割合 ( )はR6実績	育成数
福岡県	大牟田沖	かご 3か所	(100%) 100%	15,207
佐賀県	太良町沖 荒尾沖	垂下、かご、 直植え、 5か所	(22%) 100%	5,527
長崎県	小長井沖 瑞穂沖 国見沖 島原沖	垂下 直植え 5か所	(0%) 10%	3,293
熊本県	宇土沖	垂下 1か所	(100%) 100%	2,087
合計			(57%) 77%	26,114



(令和8年1月末時点)

# 15 タイラギに関する4県協調の浮遊幼生調査

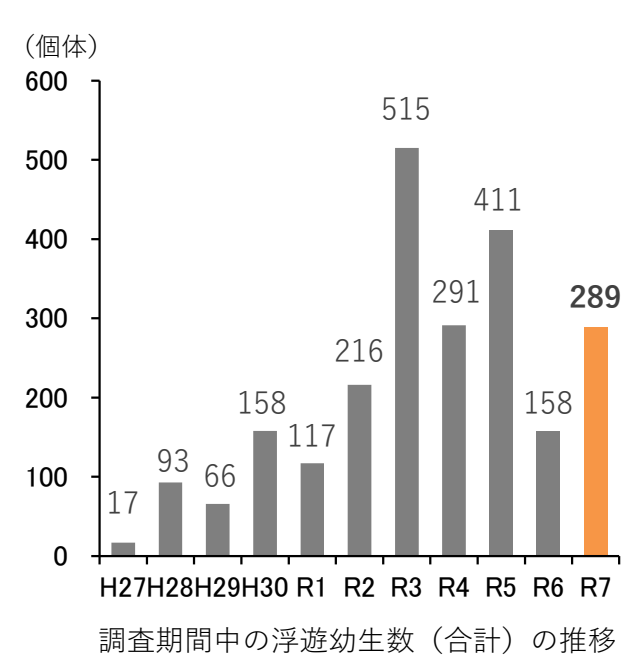
○ 有明海において二枚貝類の母貝養成に適した漁場や、そこから発生した浮遊幼生が着底し成育する場を特定の上、母貝の資源保護等の取組や浮遊幼生の着底場における底質環境改善の取組を効果的に進めるとともに、その取組の効果検証ができるよう、有明海沿岸4県と国が協調し、二枚貝類の浮遊幼生調査を実施。



漁場：平成22年度に漁獲された場所  
 （「平成22年度漁業状況調査業務報告書」九州農政局北部九州土地改良調査管理事務所、2011年）

単位：個体

地点	調査期間中（6～9月）の浮遊幼生数※1	
	令和6年度	令和7年度
福-2	20	36
福-3	10	37
佐-1	5	12
佐-3	0	5
佐-5	20	18
長-1	10	18
長-5	7	15
長-6	30	48
熊-1	12	17
熊-6	13	55
熊-8	31	28
合計	<b>158</b>	<b>289</b>



※1 浮遊幼生調査では、各地点の水深に応じて2層（7m以下）又は3層（7m超）で各400Lを揚水。プランクトンネットで濾水し、検鏡によりタイラギの浮遊幼生数を測定の上、地点ごとに1㎡当たりの幼生数に換算。図中の浮遊幼生数は、調査期間中（6～9月、計12回）の1地点（1㎡）当たり浮遊幼生数の合計（12㎡当たり）を表記している。

### 3 令和7年の有明海アサリ資源に関する対応

---

## 16 令和7年の有明海アサリ資源の課題に関する技術小委員会

- 令和6年から令和7年にかけて生じた有明海におけるアサリ推定資源量の減少について、科学的な観点から検証するとともに対応策を検討するため、連絡協議会に「令和7年のアサリ資源の課題に関する技術小委員会」を設置する。
- 検証結果や対応策については、有明海漁場環境改善連絡協議会に報告する。

### 【技術小委員会の概要】

#### 令和7年の有明海アサリ資源の課題に関する技術小委員会

##### 【目的】

有明海のアサリ資源に関する以下の検証・検討

- ① 令和6年から令和7年にかけて生じた推定資源量の減少
- ② 資源回復に向けた対応策
- ③ その他必要な事項

##### 【構成員】

- 関係県：有明海沿岸4県
- 国等：農村振興局、九州農政局、水産庁  
(国研)水産研究・教育機構
- 学識経験者

※ 事務局：九州農政局

#### 有明海漁場環境改善連絡協議会

##### 【構成員】

- 漁連・漁協：有明海沿岸4県漁業団体会長等
- 関係県：有明海沿岸4県担当部局長
- 国等：農村振興局、水産庁、九州農政局  
(国研)水産研究・教育機構

※ 事務局：九州農政局

設置

検討結果  
の報告

## 17 連絡協議会の規約改正について

### 1 規約改正

#### 技術小委員会の設置に必要な規約改正

令和7年の有明海アサリ資源の課題に関する技術小委員会の設置に伴う規約改正

(別紙) 有明海漁場環境改善連絡協議会 規約新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>（名 称） 第1条 本会は、有明海漁場環境改善連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）と称する。</p> <p>（目 的） 第2条 連絡協議会は、有明海の環境変化の原因究明に資する調査並びに漁場環境の改善に資する調査及び現地実証について、その手法及び効果的な実施のための意見交換を行い、有明海再生への道筋を明らかにするとともに、有明海の水産資源の回復、海域環境の改善等4県が協調した取組について意見交換等を行い、その具体的な取組の推進を通じて、有明海の再生に資することを目的とする。</p> <p>（業 務） 第3条 連絡協議会は前条の目的を達成するため、次の業務を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>（1） 有明海の環境変化の原因究明に資する調査に関すること。</li> <li>（2） 漁場環境改善に資する調査及び現地実証に関すること。</li> <li>（3） 有明海の水産資源の回復、海域環境の改善等4県が協調した取組に関すること。</li> <li>（4） （1）～（3）に係る意見交換、情報交換及び調整。</li> <li>（5） その他、本協議会の目的達成に必要な事項。</li> </ol> <p>（構 成） 第4条 連絡協議会の構成は、別表－1とする。</p> <p>（会 長） 第5条 連絡協議会に会長を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>2. 会長は、構成員の互選とする。</li> <li>3. 会長は、連絡協議会を代表し、会務を総括する。</li> </ol>	<p>（名 称） 第1条 本会は、有明海漁場環境改善連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）と称する。</p> <p>（目 的） 第2条 連絡協議会は、有明海の環境変化の原因究明に資する調査並びに漁場環境の改善に資する調査及び現地実証について、その手法及び効果的な実施のための意見交換を行い、有明海再生への道筋を明らかにするとともに、有明海の水産資源の回復、海域環境の改善等4県が協調した取組について意見交換等を行い、その具体的な取組の推進を通じて、有明海の再生に資することを目的とする。</p> <p>（業 務） 第3条 連絡協議会は前条の目的を達成するため、次の業務を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>（1） 有明海の環境変化の原因究明に資する調査に関すること。</li> <li>（2） 漁場環境改善に資する調査及び現地実証に関すること。</li> <li>（3） 有明海の水産資源の回復、海域環境の改善等4県が協調した取組に関すること。</li> <li>（4） （1）～（3）に係る意見交換、情報交換及び調整。</li> <li>（5） その他、本協議会の目的達成に必要な事項。</li> </ol> <p>（構 成） 第4条 連絡協議会の構成は、別表－1とする。</p> <p>（会 長） 第5条 連絡協議会に会長を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>2. 会長は、構成員の互選とする。</li> <li>3. 会長は、連絡協議会を代表し、会務を総括する。</li> </ol>

有明海漁場環境改善連絡協議会 規約（改正案対照表）案  
（2ページ／6ページ）

（赤字は変更）

改正案	現 行
<p>（会 議） 第6条 連絡協議会は、会長が招集する。ただし、会長が必要と認めた場合には、書面による開催とすることができる。 2. 連絡協議会の開催は、原則年2回とし、開催時期は会長が定めるものとする。また、開催時期及び回数は会長が必要と認めた場合、変更することができる。</p> <p>（会議の公表） 第7条 連絡協議会は、原則、公開とする。議事録及び会議に提出された文書は、公開とする。</p> <p>（幹事会等） 第8条 連絡協議会には、技術的事項等を検討するため幹事会を設ける。 2. 幹事会は、会長が招集する。ただし、会長が必要と認めた場合には、書面による開催とすることができる。 3. 幹事会に、構成員の互選による座長を置く。 4. 座長は、議事の進行及び総括を行う。 5. 幹事会の構成は、別表-2とする。 <u>6. 連絡協議会には、幹事会のほか、必要に応じ小委員会を設けることができる。</u> <u>7. 小委員会の構成及び運営に関し必要な事項については、別に定める。</u></p> <p>（関係者の出席） 第9条 会長が必要と認めた場合には、連絡協議会または幹事会に関係者の出席を求め、説明または意見を聞くことができる。</p> <p>（知事レベル会合） 第10条 会長は、有明海の再生に向けた取組を進める上で必要がある場合には、連絡協議会の協議を踏まえ、各県知事の出席を求め、知事レベル会合を開催することができる。 2. 知事レベル会合には、会長が4県と調整して必要と認める者の出席を求めることができる。</p>	<p>（会 議） 第6条 連絡協議会は、会長が招集する。ただし、会長が必要と認めた場合には、書面による開催とすることができる。 2. 連絡協議会の開催は、原則年2回とし、開催時期は会長が定めるものとする。また、開催時期及び回数は会長が必要と認めた場合、変更することができる。</p> <p>（会議の公表） 第7条 連絡協議会は、原則、公開とする。議事録及び会議に提出された文書は、公開とする。</p> <p>（幹事会） 第8条 連絡協議会には、技術的事項等を検討するため幹事会を設ける。 2. 幹事会は、会長が招集する。ただし、会長が必要と認めた場合には、書面による開催とすることができる。 3. 幹事会に、構成員の互選による座長を置く。 4. 座長は、議事の進行及び総括を行う。 5. 幹事会の構成は、別表-2とする。</p> <p>（関係者の出席） 第9条 会長が必要と認めた場合には、連絡協議会または幹事会に関係者の出席を求め、説明または意見を聞くことができる。</p> <p>（知事レベル会合） 第10条 会長は、有明海の再生に向けた取組を進める上で必要がある場合には、連絡協議会の協議を踏まえ、各県知事の出席を求め、知事レベル会合を開催することができる。 2. 知事レベル会合には、会長が4県と調整して必要と認める者の出席を求めることができる。</p>

有明海漁場環境改善連絡協議会 規約（改正案対照表）案  
（3 ページ / 6 ページ）

（赤字は変更）

改 正 案	現 行
<p>（事務局） 第11条 連絡協議会の事務局は、九州農政局に置く。事務局の構成は、別表-3とし、事務局長は、九州農政局農村振興部長とする。</p> <p>（経 費） 第12条 連絡協議会に必要な経費は、九州農政局の負担とする。</p> <p>（規約の変更等） 第13条 この規約の変更は、連絡協議会での協議により行うものとする。 2. この規約に定めるもののほか、連絡協議会の運営に関し必要な事項は、連絡協議会に諮って定める。</p> <p>附則 本規約は、平成17年 7月26日から施行する。 本規約は、平成18年 8月31日から改正する。 本規約は、平成19年 9月21日から改正する。 本規約は、平成20年 9月29日から改正する。 本規約は、平成21年10月 1日から改正する。 本規約は、平成23年11月16日から改正する。 本規約は、平成24年10月30日から改正する。 本規約は、平成26年10月21日から改正する。 本規約は、平成27年11月 2日から改正する。 本規約は、平成29年 3月15日から改正する。 本規約は、平成29年10月23日から改正する。 本規約は、平成30年11月 5日から改正する。 本規約は、平成31年 3月15日から改正する。 本規約は、令和 2年10月28日から改正する。 本規約は、令和 3年 9月30日から改正する。 本規約は、令和 4年 9月26日から改正する。 本規約は、令和 6年 9月 4日から改正する。 本規約は、令和 7年 9月30日から改正する。 <b>本規約は、令和 8年 3月24日から改正する。</b></p>	<p>（事務局） 第11条 連絡協議会の事務局は、九州農政局に置く。事務局の構成は、別表-3とし、事務局長は、九州農政局農村振興部長とする。</p> <p>（経 費） 第12条 連絡協議会に必要な経費は、九州農政局の負担とする。</p> <p>（規約の変更等） 第13条 この規約の変更は、連絡協議会での協議により行うものとする。 2. この規約に定めるもののほか、連絡協議会の運営に関し必要な事項は、連絡協議会に諮って定める。</p> <p>附則 本規約は、平成17年 7月26日から施行する。 本規約は、平成18年 8月31日から改正する。 本規約は、平成19年 9月21日から改正する。 本規約は、平成20年 9月29日から改正する。 本規約は、平成21年10月 1日から改正する。 本規約は、平成23年11月16日から改正する。 本規約は、平成24年10月30日から改正する。 本規約は、平成26年10月21日から改正する。 本規約は、平成27年11月 2日から改正する。 本規約は、平成29年 3月15日から改正する。 本規約は、平成29年10月23日から改正する。 本規約は、平成30年11月 5日から改正する。 本規約は、平成31年 3月15日から改正する。 本規約は、令和 2年10月28日から改正する。 本規約は、令和 3年 9月30日から改正する。 本規約は、令和 4年 9月26日から改正する。 本規約は、令和 6年 9月 4日から改正する。 本規約は、令和 7年 9月30日から改正する。</p>

有明海漁場環境改善連絡協議会 規約（改正案対照表）案  
（4 ページ / 6 ページ）

（赤字は変更）

改正案		現 行	
別表－1 連絡協議会の構成		別表－1 連絡協議会の構成	
役職等	所属等	役職等	所属等
委員	福岡有明海漁業協同組合連合会会長 佐賀県有明海漁業協同組合組合長 長崎県漁業協同組合連合会会長 熊本県漁業協同組合連合会会長	委員	福岡有明海漁業協同組合連合会会長 佐賀県有明海漁業協同組合組合長 長崎県漁業協同組合連合会会長 熊本県漁業協同組合連合会会長
	福岡県農林水産部水産局長 佐賀県農林水産部長 長崎県水産部長 熊本県農林水産部水産局長		福岡県農林水産部水産局長 佐賀県農林水産部長 長崎県水産部長 熊本県農林水産部水産局長
	国立研究開発法人 水産研究・教育機構 水産技術研究所 環境・応用部門 部門長		国立研究開発法人 水産研究・教育機構 水産技術研究所 環境・応用部門 部門長
	水産庁増殖推進部漁場資源課長 " 九州漁業調整事務所長		水産庁増殖推進部漁場資源課長 " 九州漁業調整事務所長
	農村振興局整備部農地資源課長 九州農政局長		農村振興局整備部農地資源課長 九州農政局長

有明海漁場環境改善連絡協議会 規約（改正案対照表）案  
（5 ページ / 6 ページ）

（赤字は変更）

改正案		現 行	
別表-2 幹事会の構成		別表-2 幹事会の構成	
役職等	所属等	役職等	所属等
委員	福岡有明海漁業協同組合連合会専務理事 沖端漁業協同組合組合長 佐賀県有明海漁業協同組合専務理事 佐賀県有明海漁業協同組合大浦支所運営委員長 長崎県漁業協同組合連合会専務理事 諫早湾漁業協同組合組合長 熊本県漁業協同組合連合会専務理事 滑石漁業協同組合組合長	委員	福岡有明海漁業協同組合連合会専務理事 沖端漁業協同組合組合長 佐賀県有明海漁業協同組合専務理事 佐賀県有明海漁業協同組合大浦支所運営委員長 長崎県漁業協同組合連合会専務理事 諫早湾漁業協同組合組合長 熊本県漁業協同組合連合会専務理事 滑石漁業協同組合組合長
	福岡県農林水産部水産局漁業管理課長 " 水産振興課長 佐賀県県民環境部有明海再生・環境課長 " 農林水産部水産課長 長崎県水産部参事監 " 漁政課長 " 漁業振興課長 熊本県環境生活部環境局環境立県推進課長 " 農林水産部水産局水産振興課長		福岡県農林水産部水産局漁業管理課長 " 水産振興課長 佐賀県県民環境部有明海再生・環境課長 " 農林水産部水産課長 長崎県水産部参事監 " 漁政課長 " 漁業振興課長 熊本県環境生活部環境局環境立県推進課長 " 農林水産部水産局水産振興課長
	福岡県水産海洋技術センター所長 佐賀県有明水産振興センター所長 長崎県総合水産試験場長 熊本県水産研究センター所長		福岡県水産海洋技術センター所長 佐賀県有明水産振興センター所長 長崎県総合水産試験場長 熊本県水産研究センター所長
	国立研究開発法人水産研究・教育機構 水産技術研究所 環境・応用部門 沿岸生態システム部 副部長		国立研究開発法人水産研究・教育機構 水産技術研究所 環境・応用部門 沿岸生態システム部 副部長
	水産庁増殖推進部漁場資源課生態系保全室長 " 九州漁業調整事務所次長		水産庁増殖推進部漁場資源課生態系保全室長 " 九州漁業調整事務所次長

有明海漁場環境改善連絡協議会 規約（改正案対照表）案  
 （6 ページ / 6 ページ）

（赤字は変更）

改正案		現行	
別表-2 幹事会の構成		別表-2 幹事会の構成	
役職等	所属等	役職等	所属等
委員	農村振興局整備部農地資源課調査官 九州農政局農村振興部長 " 地方参事官	委員	農村振興局整備部農地資源課調査官 九州農政局農村振興部長 " 地方参事官
別表-3 事務局の構成		別表-3 事務局の構成	
役職等	所属等	役職等	所属等
事務局長 事務局	九州農政局農村振興部長 " 地方参事官 " 事業管理調整官 " 農村環境課長 " 農地整備課長	事務局長 事務局	九州農政局農村振興部長 " 地方参事官 " 事業管理調整官 " 農村環境課長 " 農地整備課長

# 18 令和7年の有明海アサリ資源の課題に関する技術小委員会 設置要領案

(1ページ／3ページ)

(名 称)

第1条 本会は、有明海漁場環境改善連絡協議会 規約第8条6項に基づき設置し、令和7年の有明海アサリ資源の課題に関する技術小委員会(以下「技術小委」という。)と称する。

(目 的)

第2条 技術小委は、令和6年から令和7年にかけて有明海において生じたアサリ推定資源量の減少について、科学的な観点から検証するとともに対応策を検討し、その結果を有明海漁場環境改善連絡協議会に報告することを目的とする。

(検討事項)

第3条 技術小委は、次の事項について検証及び検討を行う。

- ① 令和6年から令和7年にかけて生じた推定資源量の減少
- ② 資源回復に向けた対応策
- ③ その他必要な事項

(構 成)

第4条 技術小委の構成は、別表とする。

(技術小委の期間及び委員の任期)

第5条 技術小委の期間は令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

2. 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第6条 技術小委に委員長を置く。

2. 委員長は、委員の互選とする。
3. 委員長は、技術小委を代表し、会務を総括する。
4. 委員長に事故のあるときは、その指名する委員がその職務を代理する。

# 令和7年の有明海アサリ資源の課題に関する技術小委員会 設置要領案

(2ページ／3ページ)

(開催)

第7条 技術小委は、委員長が招集する。

2. 技術小委は委員長が必要と認めた場合には、関係者の出席を求め、説明または意見を聞くことができる。
3. 技術小委は、原則として非公開とする。
4. 技術小委の資料及び議事要旨は、開催後、委員等の確認を経た上で公表する。ただし、技術小委において非公表とすることが適当と認めるものについては、この限りでない。また、議事要旨における発言者の氏名は非公表とする。

(事務局)

第8条 技術小委の事務局は、九州農政局に置く。

2. 事務局は技術小委に必要な事務を処理する。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、技術小委の運営に関し必要な事項は、技術小委に諮って定める。

附則

本規約は、令和8年3月24日から施行する。

# 令和7年の有明海アサリ資源の課題に関する技術小委員会 設置要領案

(3ページ/3ページ)

## 別表 技術小委の構成

委員名	所 属 等
鳥羽 光晴	東京海洋大学 海の研究戦略マネジメント機構 客員教授
松山 幸彦	国立研究開発法人水産研究・教育機構 水産技術研究所 環境・応用部門 沿岸生態システム部 主幹研究員
白石 日出人	福岡県 水産海洋技術センター 有明海研究所 資源増殖課長
佐藤 博之	〃 農林水産部 水産局 漁業管理課 課長技術補佐
野口 浩介	佐賀県 有明水産振興センター 副所長
吉田 幸史	〃 農林水産部 水産課 副課長
鈴木 洋行	長崎県 総合水産試験場 環境養殖技術開発センター(兼)水産加工開発指導センター 所長
向井 祐介	〃 水産部 漁港漁場課 課長補佐
生嶋 登	熊本県 水産研究センター 浅海干潟研究部長
荒木 希世	〃 農林水産部 水産局 水産振興課 課長補佐
青木 翔	農村振興局 整備部 農地資源課 課長補佐
清水 大輔	水産庁 増殖推進部 裁培養殖課 課長補佐
小田 裕太	〃 研究指導課 課長補佐

## 事務局

氏名	所 属 等
細川 悟	九州農政局 農村振興部 農地整備課 課長
田之上 義輝	〃 課長補佐
舩木 富和	〃 係長
久保 尚弥	〃 係長

※ 人事異動等により委員に異動が生じた場合は、連絡協議会の持ち回り開催により設置要領を変更する。